第六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七条第二項、第八条第二項第四号及び第九条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第十四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成十八年経済産業省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「経済産業大臣は」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「審理員」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「審理員」に改め、「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削る。

第二条中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「審理員」に改める。

第五条の見出し中「不服」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服の要旨」を「審査請求の要旨」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第三項中「不服申立人若しくは」を「審査請求人又は」に改め、「又はこれら」を削る。

第六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七条第二項、第八条第二項第四号及び第九条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四十四号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度の損益計算に際しては、当該事業年度前の損益計算に加えられなかった債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて取得した金額及び運用収入の金額がある場合には、これらの金額の全部又は一部を、当該事業年度の損益計算に加えることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省・国土交通省令第二号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）を実施するため、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

国土交通大臣　石井　啓一

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二十五条及び第二十六条において同じ。」を削る。

第二十五条中「国土交通大臣若しくは河川管理者又はこれらの者が指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改める。

第二十六条中「国土交通大臣又は河川管理者」を「議長」に改め、「又は異議申立人」を削る。

第二十九条第一項中「若しくは異議申立人」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又は異議申立て」を削り、同条第二項中「若しくは異議申立人」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又は異議申立書」を削る。

第三十一条中「若しくは異議申立人」を削る。

第三十二条第二項第四号中「若しくは異議申立人」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第三十三条中「若しくは異議申立人」を削り、「これらの」を「その」に改める。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省・国土交通省令第三号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）を実施するため、火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

国土交通大臣　石井　啓一

火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する省令

火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成十八年経済産業省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主務大臣は」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員（以下「審理員」という。）は」に改める。

第一条第二項及び第二条第二項中「主務大臣」を「審理員」に改める。

第三条中「主務大臣又はその指名する職員」を「審理員」に改める。

第五条の見出し中「不服」を「審査請求」に改め、同条第一項中「若しくは異議申立人（以下「不服申立人」という。）又はこれらの」を「又はその」に、「不服の要旨」を「審査請求の要旨」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第三項中「不服申立人若しくは利害関係人又はこれら」を「審査請求人又は利害関係人」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七条第二項、第八条第二項第四号及び第九条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○環境省令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十七条の二第二号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同条第三号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。